平成２３年（フ）第２２号
長崎県対馬市厳原町久田365番地５中庭ハイツ12棟５号、前住所長崎県対馬市厳原町久田365番地５中庭ハイツ11棟８号
債務者　竹藤　美希
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月６日まで
長崎地方裁判所厳原支部破産係

平成２３年（フ）第５９号
福島県白河市金勝寺180番地11　大花ハイム208
債務者　宮本いづみ
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
福島地方裁判所白河支部破産係

平成２３年（フ）第５１６号
神戸市中央区磯上通３丁目２番20―1011号、従前の住所兵庫県伊丹市北河原２丁目６番21―403号
債務者　和氣　智広
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６３２号
神戸市中央区八雲通１丁目１番26号　グリーンハイツ301、従前の住所大阪府茨木市桑田町１番15号
債務者　富永　真紀
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第７３１号
神戸市長田区四番町４丁目公有地市住20―805号
債務者　野口　睦雄
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８２２号
神戸市垂水区山手４丁目５番11号
債務者　伊藤　達矢
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８４１号
神戸市中央区国香通５丁目１番８―605号
債務者　長谷川一恵
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第８８６号
兵庫県三田市沢谷549番地
債務者　福井　博美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第９０４号
神戸市灘区船寺通５丁目４番16―304号
債務者　田村　絵美
1　決定年月日時　平成23年８月３日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所第３民事部

平成２３年（フ）第６０号
兵庫県丹波市市島町梶原827番地１
債務者　嘉数　竜二
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
神戸地方裁判所柏原支部破産係

平成２３年（フ）第６２号
佐賀県唐津市呼子町殿ノ浦779番地３　殿ノ浦西市営住宅
債務者　中山　恵利
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月７日まで
佐賀地方裁判所唐津支部

平成２３年（フ）第８２８号
名古屋市熱田区大宝２丁目４番３―106号　白鳥パークハイツ大宝
債務者　中野　礼子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１３５号
山口県下関市新地西町３番10号
債務者　村田早千子
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
山口地方裁判所下関支部破産係

平成２３年（フ）第１０８号
鹿児島県志布志市有明町蓬原4174番地１
債務者　川添　靖男（旧姓川越）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１１６号
鹿児島県志布志市志布志町安楽190番地50　緑ケ浜団地３号棟302号
債務者　新牧みほ子（旧姓田中）
1　決定年月日時　平成23年８月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月11日まで
鹿児島地方裁判所鹿屋支部破産係

平成２３年（フ）第１６００号
愛知県小牧市多気中町318番地
債務者　吉田　澄子
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２３年（フ）第１６２０号
名古屋市中川区戸田明正３丁目401番地　戸田荘25棟407号
債務者　青井　正澄
1　決定年月日時　平成23年８月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年10月14日まで
名古屋地方裁判所民事第２部